

# 學報

神戸大學

第2

## 官報参照事項

政令第百九十七号——私立教育審議会令（昭和二十五年）

省令第百十五号——文部省教育審議会令（昭和二十五年）  
規程を廢止する旨令（昭和二十五年）

大藏省令  
第百二十五号——支出員控行爲の取締り及手帳規則

第百二十六号——會計規則及び特別會計規則  
の制定により、特別會計規則を制定し、  
應する諸條の類及び記入の  
方法並に記帳の格式を一併  
改正

第百二十九号——支那中華分規程等の一併改正  
（以上四月一日より施行）

第百三十六号——國庫金納金簿發行算式第七條  
第三号の規定に基き、内位未滿  
國庫金取扱規程（四月二十一日）

## 達示

神戸大學教育学部

研究生に對する個人指導に  
依る學位修得規定（四月十五日制定）

神戸大學教育学部研究生學位修得規程第六條之の  
研究生に對する個人指導に依る學位修得規定  
基準が次のように制定された

- 一 指導教官は個人指導に際し、次の如く適當の  
教科書を指定する
- 二 個人指導を受けたる研究生は、（予備試験を納する）  
一學位につき四十五時間以上の研究時間相當  
を提出し、及び四十五時間以上の  
研究の直接指導を受け、及びその際論文を以て研  
究の中核報告をも提出せらるるべし
- 三 研究生は一學位につき四十五時間指導用紙二  
十五枚以上の研究論文を提出せらるるべし、及  
びその論文は、  
五 研究生は論文について、同僚教官の口頭試  
問を受け、及びその結果を提出せらるるべし
- 六 研究生は論文に就き、年月日、引用、参考文献  
等を明記し、及び提出せらるるべし
- 七 研究生は指定教科書につき、期末に筆記試験  
を受け、及びその結果を提出せらるるべし
- 八 個人指導に依る學位修得の認定は筆記試験  
と論文審査の結果に基き、  
九 學位修得の認定は教授会の議を経て大學が  
決する



予 告

五月十三日 午後一時より研究所において海運研究会開催

神戸経済大学創立(前身)記念祭日程

五月十三日より二十日まで高岸宇校学生討論会

十四日 音楽会

十五日午前 記念式典 記念講演

午後 学術講演会

二十日午後 学外記念講演会(松野博士の講演)

二十一日 子供の会(子供会主催)

五月二十五日 午後二時より研究所において全職研究会開催

◎ 正 誤

第一号二頁 富田郡聯合教育会(四月十五日) (四月二十日) (文部省) (訂正)

◎ 主要 日誌

四月二十三日 古達補導隊長 京都大学において開催の大学行政官協議講習会(神戸関係)に出席(一週間)

二十四日 教育職員免許法施行規則(昭和二十四年十一月)文部省令第百八号 第三章第三十一條に基く臨時三(三五号) 研究生(三十九名)許可発表

二十五日 全右藤講生・研究生授業開始

二十六日 教養課程前期授業開始

第二学部研究科学生(三志)許可

二十七日 連合軍総司令部民間情報教育局教育科人文科学顧問として下木博士来学、神戸地区人文科学普及の懇談会開催

五月 一日 国民経済雑誌(三行号)第八十一卷第四号発刊

四日 琉球人留日学生(在日海軍部)入学

六日 国際法学会(第五回)年次大会開催(音間)

七日 昭和二十五年慶國立大学長公談に学長出席